

## 京都府

### 基礎情報

【人口】 2,610,353 人 【世帯】 1,152,902 世帯（平成 27 年国勢調査より（総務省））

### 【母子・父子世帯数】

母子家庭数 22,200 世帯、父子家庭数 3,461 世帯（平成 22 年国勢調査 京都府資料より）

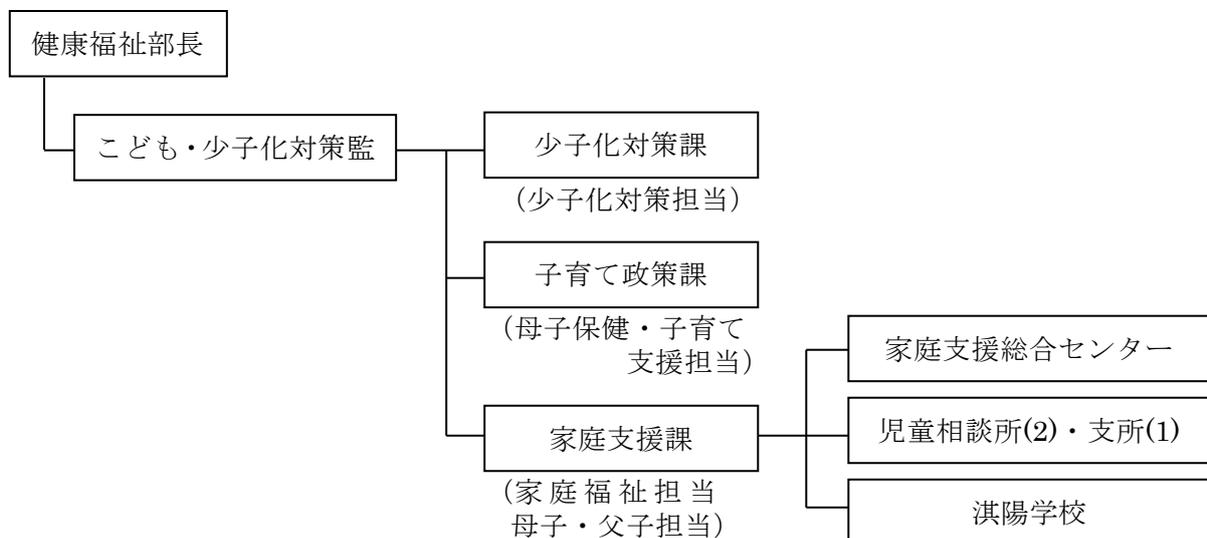
### 概要

- 子どもの生活支援と学習支援は、子どもの将来の就業確保・収入確保につながることから、最も重視すべき施策の1つとして位置付け、子どもの貧困対策を充実させている。
- 子どもの貧困対策として、すべての母子家庭の子どもを対象とした就・修学等のための経済的支援、高等学校に在学する生徒の教育費負担の軽減、基礎学力の定着と希望進路実現のための取り組み、ソーシャルワーカーによる教育環境の充実、学生等若者による子どもの未来づくりサポーター活動支援等、様々な対策を講じている。また、毎年小学1年生になるひとり親家庭の子どもと知事とのつどいの場を設けている。このつどいの場は子どもが小学生になる際に、ひとり親家庭が福祉とのつながりを持つことを目的とし実施している。
- 平成25年から、学習支援・生活支援を通じての学習習慣の定着と生活習慣の確立を目指して、全国に先駆け「ひとり親家庭のこどもの居場所づくり事業」を実施している。ひとり親家庭特有の悩みや不安を持つ子どもたちが集い、気兼ねなく雑談や勉強をしたり、ご飯を食べたりすることで心の安定が図れるのではないかと考え、事業を開始した。事業は府内の関係団体（社会福祉団体、社団法人、NPO法人等）に委託する形式で実施し、各団体がその地域の特色にあった事業を展開している。

### 【京都府におけるひとり親家庭への支援体制】

京都府におけるひとり親家庭への支援は、健康福祉部こども・少子化対策監のもと、以下に示す体制で取り組んでいる。

### 京都府におけるひとり親家庭への支援体制



出典) 京都府資料より作成

ひとり親家庭に対しては、健康福祉部家庭支援課が担当している。一部のひとり親家庭に対する支援施策については、母子に関するものは社会福祉法人京都府母子寡婦福祉連合会(以下、母子連)、父子に関するものは京都府民生児童委員協議会へ委託している。

### **(1) 子どもが安心して生活できる「こどもの居場所づくり事業」の開始**

#### **①悩みや不安を持つ子どもたちに必要な「安心できる居場所」**

平成 24 年度のひとり親家庭の支援施策検討会で就業支援、住宅支援など、支援に対する検討がなされる中、ひとり親家庭特有の悩みや不安を持つ子どもたちが集い、気兼ねなく雑談や勉強をしたり、ご飯を食べたりすることで心の安定が図られると考え、「こどもの居場所づくり事業」を開始した。

当初は授業がなく生活習慣が乱れる夏休みに 15 日間程度開催した。その後、夏休み終了後も継続した支援が必要である子ども達がいたことから、休日に実施（休日等通年型）したり、平日の夕方に実施（生活充実通年型）したりしている。1 実施箇所における毎回の利用人数は、12～13 人程度であり、少ないところでは 4～6 人程度のところもある。

#### **②社会福祉団体、社団法人、NPO 法人等が自主的に実施する事業を京都府が支援**

京都府は直接、「こどもの居場所づくり事業」を実施している NPO 団体を支援している。

事業を開始する前から貧困対策の一環として支援を行っていた NPO 団体（山科醍醐こどもの広場）に新たにひとり親家庭も含めて事業を委託し、醍醐地域での支援に対して京都府が事業支援を開始した。その後、事業がひとり親に関することから、母子連とも連携して事業を実施している。平成 28 年度には 10 事業者 21 箇所が事業を実施している。近年、各委託団体の事業開催日数が増えており、京都府としては今後も積極的に事業を展開していきたいとしている。

事業内容は、地域の状況に応じた団体の実施方法に任せているため、事業に係る金額の総額は決めているが、詳細な使用内容に関しては、団体に任せている。

## こどもの居場所づくり事業の概要

(平成 29 年 3 月 1 日時点)

<b>趣旨</b>	ひとり親家庭の悩みや不安を持つ子どもと保護者のそれぞれが、気軽に交流し集うことができ、子どもの生活や学習支援等を実施する居場所を提供することで、精神的・経済的に不安定な子どもの心の安定や学習意欲の向上と保護者の悩み解消を図る。 併せて、ひとり親家庭の親に対し、高卒認定や資格取得に向けた支援を実施する。		
<b>対象者</b>	ひとり親家庭等の親と子（参加者は、民生児童委員や母子会からの紹介、小学校と連携した周知による）。		
<b>種別</b>	夏休み等短期型	休日等通年型	生活充実通年型
	長期休暇期間中の生活および学習支援など実施	1年を通じ休日に生活および学習支援などを実施	平日の夕方からの生活・学習支援を実施
<b>実施主体</b>	社会福祉団体、社団法人、NPO 法人等		
<b>開催日数</b>	年間 15 日程度 (夏、冬、春休み)	年間 50 日程度 (休日 120 日の内)	年間 100 日程度 (週 2 日程度)
<b>内容</b>	①宿題相談等の学習支援 ②工作づくり等の補充学習 ③気軽な悩み相談（親・子） 左記に加え、 ④調理実習等の自立生活支援		
	※①～④は地域（小学校）および高校・大学生と連携した支援		

出典) 京都府資料より作成

※平成 29 年度はさらに拡充予定

### ③事業の狙いは、学習支援・生活支援を通じての学習習慣の定着と生活習慣の確立

事業ではボランティアの大学生や教員 OB などによる、子どもの学力に応じた学習支援や、子どもの生活力を高める生活支援を行っている。事業の狙いは、学習支援・生活支援を通じて、子どもの学習習慣の定着と生活習慣を確立することである。事業を通じて、子どもの保護者からは「家に帰って教科書を開くようになった」「大きな声であいさつをするようになった」「学校で手を挙げて答えるようになった」といった声が聞かれた。また、家庭や学校での学習習慣の定着、子どもの心の安定が図られたことで学校での振る舞いが落ち着いた、などの成果が現れている。

子ども達の自立力を高めるために調理実習を行っており、ボランティアの大学生と子ども達と一緒に食事を作っている。子ども達にとって、ボランティアの高校生や大学生が「こんなお兄ちゃんになりたい」といった身近なロールモデルとなることから、地域の高校や大学と連携している。

## (2) 重視している子どもの貧困対策

### ①実態調査と検討会検討に基づき、子どもの貧困対策を重視

平成 23 年度に京都府母子・父子世帯実態調査を実施し、詳細な調査をした上で翌年（平成 24 年度）にひとり親家庭の支援施策検討会を開催し、今後のひとり親家庭支援施策の方向性を

定めた。

その中で、子どもの生活支援と学習支援は、子どもの将来の就業確保・収入確保にもつながり、最も重視すべき施策の1つとして位置付けられた。

平成25年には「ひとり親家庭のこどもの居場所づくり事業」を実施した。

平成26年度末には、京都府として子どもの貧困対策をするために、「京都府子どもの貧困対策推進計画」を策定し、翌月平成27年度当初に「子どもの貧困対策に係る庁内プロジェクト」を設置した。計画は平成27年4月から平成32年3月までの5年間とし、経済的に困難な家庭に対し、国の補助制度等を活用するほか、京都府単独の施策も実施している。

また、京都府は「貧困対策推進計画」を単独での計画として子どもの貧困に対する支援に取り組んでいる。

### ひとり親家庭支援策の取り組みのこれまでの経緯

平成23年度：京都府母子・父子世帯実態調査を実施

(アンケート調査、ヒアリング調査)

平成24年度：ひとり親家庭の支援施策検討会を計4回開催

(今後の施策の方向性を提言)

- ①父子家庭への支援      ②母親に対する就労支援
- ③子どもへの支援      ④相談支援機能の拡充

平成25年度：「ひとり親家庭のこどもの居場所づくり事業」を開始(③の展開)

平成26年度：「京都府子どもの貧困対策検討会」の設置(10月)

(学校関係者、支援者や当事者による検討会)

中間案を府議会報告、パブリックコメント実施(12月)

「京都府子どもの貧困対策推進計画」を策定(3月)

- ①連携推進体制の構築      ②ライフステージに応じた子どもへの支援
- ③経済的支援      ④子どもの貧困の実態を踏まえた対策の推進

平成27年度：子どもの貧困対策にかかる庁内プロジェクトを設置(4月)

庁内プロジェクト・検討会開催(実態調査関係)(8月)

検討会開催(施策の点検・評価)(2月)

平成28年度：検討会開催(母子父子世帯実態調査 調査項目等)(7月)

出典) 京都府資料より作成

### ②すべての母子家庭の子どもを対象とした就・修学等のための経済的支援

京都府の進学率は全国的にも高いが、生活保護世帯や児童養護施設の子どもの進学率は全国平均よりも低い傾向にあり、高校を中退する子どもも多い。

過去に京都府が行った調査でも、生活保護世帯の子どもの学力は平均よりも低いという結果が出ている。また母親の学歴と世帯の収入には関連があることから、子どもの学習支援の重要性が示唆される。

京都府では経済的に子どもの学習が困難な家庭に対し、独自に各種支援・助成を行い、子どもの教育の機会均等を図っている。昭和49年より、京都市を除く京都府内のすべての母子家庭の子どもを対象に「母子家庭奨学金」を支給している。対象となる子どもは乳幼児から高校生であり、所得制限は設けていない。母子家庭であれば、すべての家庭が給付を受けることができるため、母子家庭の把握にもつながる。給付のための要件に地域の民生委員との関わり等

を挙げることで、地域の福祉と関わりを持つことができるようにしている。

その他、交通遺児奨学金、高校生給付型奨学金、技能習得資金を京都府独自に設け、母子家庭・父子家庭の支援を行っている（母子家庭奨学金との併給不可）。

また、毎年小学1年生になるひとり親家庭の子どもと知事のつどいの場を設けており、子どもが小学生になる際に、ひとり親家庭が福祉とつながりを持つことを目的として実施している。

### 京都府独自の給付制度

給付  
制度

京都府独自に、次の給付制度を設けて、母子家庭・父子家庭等を支援しています。

なお、同一児童に対して、いずれか一つの制度しか利用できません。（併給不可）



名称	対象児童	手当額（児童1人あたり）	所得制限	申請時期	問い合わせ先		
母子家庭奨学金 <small>※(給)のみが対象</small>	乳幼児から高校生	奨学金（年額）	無し	4～5月末日以降は随時（月割支給） <small>※毎年度申請が必要であり、申請が遅れると月割支給に減額となりますのでご注意ください。</small>	母子家庭奨学金 府保健所		
		入学支度金					
交通遺児奨学金等 <small>（給付）</small>		乳幼児			交通遺児奨学金等 府安心・安全 まちづくり推進課 ☎075-414-5076		
		小学生				11,000円	
		中学生				21,500円	
		高校生				43,000円 64,000円 35,000円	
高校生給付型奨学金 <small>（給付）</small>		生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯の子の高等学校への就学を援助する制度です。詳しくは、お住まいの地域の府保健所にお問い合わせください。					
技能修得資金 <small>（給付）</small>	経済的に困難な家庭の子が技能修得施設で修学する場合	技能修得資金（月額）	有り	1次:3月中旬 2次:4月中旬 *以降は随時	府保健所		
		公共職業能力開発施設				55,000円	
		高校形態					21,000円
		実技学校					24,000円

※上記の給付制度の他に、京都府奨学のための給付金（P4参照）があります。

出典) 京都府資料

### ③高等学校に在学する生徒の教育費負担の軽減

京都府内の私立高等学校に在籍する生徒の保護者の教育費負担軽減を図るため、一定の所得以下の世帯の生徒に対し、授業料を実質無償化する「私立高等学校あんしん修学支援事業」を実施している。経済的な理由により進学することができない、または私立高等学校を中退することを防ぎ、安心した学習環境を守り、将来の選択肢を増やすことが目的である。その他、所得に応じて授業料の軽減や高等学校等修学支援金の支給、修学金の貸与、通学費の一部助成を行っている。

経済的な理由により進学できなかつたり、中退してしまうことを防がなければ貧困へつながる。高等学校を中退しても、その後就労へつなげるなど、子どもが貧困にならないような仕組みをつくる必要がある。

### ④基礎学力の定着と希望進路実現のための取り組み

学校での学力向上も力を入れて取り組まなければならないことから、学校モデルを作成し、5つの視点で（学校の体制、学習支援、集団作り、家庭連携・支援、地域との連携）どのようなことが効果的なのか、それぞれ3つのグループに分け、内閣府の交付金を受け調査研究をしている。

### ⑤ソーシャルワーカーによる教育環境の充実

京都府では、府内のすべての小中学校にスクールソーシャルワーカーを配置（配置校からの派遣も含む。）し、子どもの置かれている様々な環境の改善を図っている。現在、スクールソー

シャルワーカーは非正規雇用での配置となっているが、子どもの環境改善をするために拡充が必要な職種であることから、正規雇用で配置することができるような仕組みが望まれる。

**⑥子どもの未来づくりサポーター活動支援**

子どもの貧困対策、子どもに対する支援をしている学生団体（大学生など）に補助金を付与している。支援に取り組む若い世代を支援し、支援の裾野を広げることを目的としている。

以上